



6	<p>社外監査役の関口 憲一氏は、2013年7月まで明治安田生命保険相互会社の取締役会長代表執行役であり、現在は同社の特別顧問であります。当社と当社との間には、不動産賃貸借等の取引があります。また、同社は当社の株主であり、かつ同社より事業資金の借入も行ってありますが、出資比率は10%未満、借入額は連結総資産の1%未満であり、いずれも当社が定める独立社外役員の独立性判断基準内に収まっており、その性質、規模に鑑み、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれは無いと判断しております。</p>	<p>企業経営者として高い見識を有しており、取締役会及び監査役会において社外監査役として有用な意見の表明が期待できる。また、東証規程に則った当社が独立社外役員について定める独立性判断基準を充足していることから独立役員に選任するもの。</p>
---	---	--

#### 4. 補足説明

当社が定める「独立社外役員の独立性判断基準」は当社コーポレートガバナンス・ガイドラインに開示しております。  
 ホームページへのリンク：<https://www.hulic.co.jp/sustainability/governance/governance/guideline.html>

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。